

30 福保保健第 436 号  
平成 30 年 7 月 17 日

各区市町村保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局保健政策部長  
成 田 友 代  
(公 印 省 略)

がん検診事業を医療機関に委託する際の精度管理の徹底について（通知）

平素より東京都の保健衛生行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
先般、都内の肺がん検診受託医療機関において腫瘤影を見落としした事案が発生しました。  
区市町村が実施主体となるがん検診の実施に当たっては、厚生労働省が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成 20 年 3 月 31 日付健発第 0331058 号)」に則り、適切な精度管理の下、がん検診を行うことが重要です。東京都でも同指針を踏まえ「東京都がん検診の精度管理のための技術的指針」(以下「都指針」という。)を策定し、区市町村に対して周知を行い、精度管理の徹底を図ってきました。

がん検診事業を医療機関に委託している各区市町村におかれましては、改めて下記の点を御確認いただき、精度管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 検診実施機関が適切な精度管理の下でがん検診が円滑に実施されるよう、都指針で定める事項が遵守されていることの確認に努めること。
- 2 検診実施機関との委託契約では、都指針に定める検診体制の基準を満たす検診実施機関を選定し、検診実施機関の質を担保する必要がある。このため、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を全て満たす内容の仕様書であることを確認した上で検診実施機関を選定すること。また、委託後においても「事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」等を用いて仕様書の内容が遵守されたことを確認し、必要に応じて改善依頼を行うこと。

- 3 区市町村の検診実施体制については「事業評価のためのチェックリスト（区市町村用）」に沿って実施されていること等の自己点検を行うこと。
- 4 東京都生活習慣病検診従事者講習会等の各種がん検診従事者を対象とした講習会を積極的に活用し、がん検診従事者の資質の向上に努めること。

《参考》

「東京都がん検診の精度管理のための技術的指針（平成30年2月版）」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/sisin2805.html>

**【問い合わせ先】**

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課成人保健担当

電話 03-5320-4363